

かわら版

(この資料は全部お読みいただいても 60 秒です)

相続・事業承継関連の税制改正

1 去年は、相続や贈与にかかわる大きな改正がありました。どのような改正か簡単に説明いたします。

①相続時精算課税が改正され新たな節税手段に！

もともと生前贈与の贈与税を2500万円まで無税にする制度でしたが、令和5年度の税制改正により、毎年110万円の基礎控除が認められるようになりました

②相続開始前7年間の贈与が相続財産に加算！

もともと相続開始前3年間に贈与された財産は、相続財産として加算していましたが、令和5年度税制改正により、この期間が7年間に延長されました。(令和6年1月1日以降の贈与より加算期間が延長されていきます)

2 今年は前年のこのような改正が動き出す年です。相続時の贈与加算も、今年より7年に向けて走り出します。これに関連して、暦年課税がいいのか、相続時精算課税がいいのかを考えてみることも大切です。

①相続時精算課税選択の判断基準

まず、相続財産と相続税の概算額を出す。その中で

(1) 贈与したい財産の中に将来値上がりするものがある時
しっかり相続時精算課税を検討する必要がある。

(2) 贈与する金融資産をある程度もっている時
検討すれば成果が出る

②7年間の贈与加算を受けないためには

(1) 早く余裕をもって贈与する

相続・贈与対策として、スレスレのことをされる方もおられますが、失敗されているケースも多いようです。ぜひ、王道に行くことをおすすめいたします。そのためにも、早く余裕をもって相続対策に取り組んでいくことが大切です。

(2) 相続又は遺贈により財産を取得する人以外に贈与する

このことから、孫への贈与は相続財産に加算されるようにはなっていません
これを上手にを使って、孫への財産の移転を考えていくことも、これからの相続・事業承継対策のひとつになっていくでしょう